
*
* デクセリアルズ株式会社 *
*
* 定 款 *
*

デクセリアルズ株式会社 定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、デクセリアルズ株式会社と称し、英語では **Dexerials Corporation** と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 化学工業製品、毒物、劇物および原材料の製造、販売
- (2) 金属工業製品および窯業製品の製造、販売
- (3) 磁気製品、部品および原材料の製造、販売
- (4) 電子・電気機械器具、部品および原材料の製造、販売
- (5) 高純度金属・化合物を用いた真空蒸着材料、薄膜形成用原材料の製造、販売
- (6) 化学的気相薄膜成長法および薄膜除去・食刻用の高純度ガスの製造、販売
- (7) 薄膜形成装置、真空蒸着機、化学的気相薄膜形成装置および薄膜除去、食刻装置の製造、販売
- (8) 光学、音響、精密機械器具、部品および原材料の製造、販売
- (9) 熱転写記録材、光技術を用いた記録材、部品および原材料の製造、販売
- (10) 電極材料および電池部品の製造、販売
- (11) 自動車および軽車両用部品の製造、販売
- (12) 医薬品、医療機械器具、医療補助器具、化粧品および各種染料の製造、販売
- (13) 紙・木工品、日用雑貨品、文房具、運動用品、楽器、玩具および釣具の製造、販売
- (14) 植物、園芸品、薬用・食用菌類の生産、販売
- (15) 録音・録画テープおよびコンピュータその他のソフトウェアの企画、制作、販売
- (16) 不動産の売買、賃貸
- (17) 前各号に附帯または関連する加工、工事、購買、輸出入、割賦販売
- (18) 前各号の事業への投資および融資
- (19) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を栃木県下野市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

第 20 条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長 1 名およびその他の役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発しなければならない。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 24 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し、会日の 3 日前までに発しなければならない。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 28 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 31 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 32 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 33 条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

第 3 条の変更は、2021 年中に開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

2012 年 6 月 15 日作成
2012 年 6 月 15 日認証
2012 年 6 月 20 日成立
2012 年 9 月 28 日改定
2013 年 3 月 1 日改定
2014 年 12 月 1 日改定
2015 年 5 月 27 日改定
2021 年 6 月 18 日改定